

令和5年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

将来の共生社会における児童生徒の自立と社会参加に向け、一人ひとりの障がいの実態を的確に把握し、医療的ケア体制の充実と肢体不自由教育の専門性向上を実現することにより、学力の基礎・基本と社会性を身につけさせ、社会に参画する意欲と豊かな心を育てるため、常により良い学校をめざし全教職員で力を合わせて教育活動を推進する。

2 中期的目標

1. 児童・生徒一人ひとりのいのちを守る。【安心して通える安全で快適な学校】

- (1) 重度・重複障がい児童生徒、医療的ケアの必要な児童生徒、食物アレルギー対応児童生徒等のいのちを守る教職員の対応力の向上と校内体制の充実を図る。
- ア 重度心身障がい児に対する基本的な知識と対応力の向上を図り、医療・保護者等・看護師・教職員の連携を強化する。
- イ 緊急対応訓練（99番訓練）の充実とヒヤリハット、インシデントを教訓化し改善できる体制を高める。
- ウ 食物アレルギーに対する知識と対応力を高める。
- (2) 避難訓練や防災学習の充実
- ア 安全な環境づくりのため、安全点検体制の見直しを図る。
- イ 避難計画・避難訓練（火災、地震、津波）の実施と訓練計画・本部体制・指揮機能の改善
- (3) 様々な課題のある家庭への支援体制の整備、地域等との協働体制の整備

2. 児童・生徒・教職員の人権を守る。【だれもが認めあい、お互いを大切に作る学校】

- (1) すべての人の人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育の徹底いじめのない安心安全な学校づくり（いじめの早期発見、組織的な対応）の推進及び体罰・セクハラ等の防止を推進
- (2) 個人情報管理体制の徹底と事故を未然に防ぐ体制を高める。
- (3) 効率的な組織運営による「働き方改革」推進と「教職員の負担軽減」

3. 児童・生徒一人ひとりの学びを保障する。【専門性の高い教員がたくさんいる学校】

- (1) 新学習指導要領を踏まえた教育課程の充実 「学びの保障」
- ア 観点別学習状況の評価の観点を意識した実践の蓄積
- イ 教育課程（シラバス）を基準とした個別の指導計画、年間指導計画に基づく授業実践を展開
- ウ 児童・生徒の実態に応じた学校行事の充実
- (2) GIGA スクール構想の下で整備された ICT 機器等を、児童・生徒の実態に応じて効果的に活用する教育実践の蓄積。
- (3) 自立活動の指導を組織的に充実させる。
- ア 「自立活動の授業」を支える指導体制の充実
- イ 教員の「学び」を支える研修・研究の充実
- ウ 自立活動の「個別の指導計画」の作成支援
- (4) 研究テーマに沿った授業研究（研究授業と授業検討会）を継続・実践に生かし、授業の質の向上を図る。
- ア 全ての教員がアセスメント・チェックリストの活用し、発達に対応した児童生徒の適切な指導目標を設定できるようになる。
- イ 授業実践を組織的に研究する体制を継続し、全教員が授業の質的改善に取り組む。

4. 児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を保障する。【地域とかがわりを深め、社会参加を実現できる学校】

- (1) 「交流及び共同学習」の推進
- ア 近隣の小・中・高等学校との「学校間交流」の再開と充実。
- イ 小学部・中学部段階における「居住地校交流」の充実
- (2) 特別支援教育のセンター的機能の充実
- ア 地域支援整備事業により、大阪市との連携を高め、地域校への支援体制の充実をはかる。
- イ 地域校のリーディングスタッフとの連携を強化し、地域ともに高めあう地域支援体制を確立
- (3) キャリア教育の観点から一貫した支援体制を構築する。
- ア 全校で各段階におけるキャリア目標を明確にし、取り組み体制を構築する。
- イ 企業、事業所や労働関係機関等との連携を図り、多様な進路選択に対する情報を提供し、児童生徒・保護者・教員のキャリアへの意欲関心を高める。
- (4) 児童生徒の作品を紹介する「西淀ギャラリー」の充実を推進
- (5) スポーツ交流(ポッチャ)をはじめ様々な競技やリクレーションなどの大会等に参加し、社会参加を促進する。
- (6) 学校ホームページ等を活用し、学校の実践を紹介することにより保護者や地域との情報交換を盛んにする。

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R4年度値]	自己評価
<p>1 児童・生徒一人ひとりのいのちを守る。安心して通える安全で快適な学校</p>	<p>(1) 重度・重複障がい児童生徒、医療的ケアの必要な児童生徒、食物アレルギー対応児童生徒等のいのちを守る教職員の対応力の向上と校内体制の充実を図る。 ア 重度心身障がい児に対する基本的な知識と対応力の向上を図り、医療・保護者等・看護師・教職員の連携を強化する。</p> <p>イ 緊急対応訓練（99番訓練）の充実とヒヤリハット、インシデントを教訓化し改善できる体制を高める。</p> <p>ウ 食物アレルギーに対する知識と対応力を高める。</p> <p>(2) 避難訓練や防災学習の充実 ア 安全な環境づくりのため、安全点検体制の見直しを図る。</p> <p>イ 避難計画・避難訓練（火災、地震、津波）の実施と訓練計画・本部体制・指揮機能の改善</p> <p>(3) 様々な課題のある家庭への支援体制の整備、地域等との協働体制の整備</p>	<p>(1) ア ①保護者等との連携を図るために保護者のニーズに対する満足度を定量的に把握する。 ②重度重複障がいに関する知識、安全確保の技能の校内研修を行い、その効果の検証を行う。 ③看護師が新しいケアや機器の技術を習得し、教員と連携してミスを防ぐ体制作りに取り組む。</p> <p>イ ①血中酸素飽和濃度の低下、重篤なてんかん発作などを有する児童生徒に計画的に訓練実施、検証、共有する。 ②インシデントは、必ず翌日に共有、各学部会すぐに改善策を作成する。</p> <p>ウ ①食物アレルギーに関する校内研修の実施（エピペンを含む）。 ②緊急対応訓練の実施。</p> <p>(2) 避難訓練や防災学習の充実 ア 安全点検票の見直しと結果の可視化改善の速度アップを図る。</p> <p>イ 各訓練を所定回数実施するとともに訓練計画・本部体制・指揮機能の検証、マニュアルの改訂。</p> <p>(3) 部主事・指導教諭・管理職を核として、担任からの早期発見、組織的対応（校内）・外部機関との連携を密にした対応を行う。</p>	<p>(1) ア ①学校教育自己診断(保護者)の「学校は、保護者のニーズを踏まえた教育活動に取り組んでいる。」の項目の肯定的評価100%を維持する。[100%] ②同診断(教職員)の「児童生徒の実態に基づく指導内容の改善ができている」についての項目の肯定的評価を95%以上とする。[95%] ③臨床工学技士による看護師に対する機器の研修を3回以上行う。</p> <p>イ ①各学部1回のモデルケースを1学期当初に実施、更に学年ごとに必要な児童生徒を抽出し実施[4回] ②インシデントは発生翌日に100%全員周知し、各学部で即時検討指示。各学部の原因検討・再発防止策を漏れなく共有する。</p> <p>ウ ①食物アレルギーに関する校内研修(理論・エピペン講習)を各1回実施。 ②アレルギー事故想定緊急対応訓練を1回以上実施する。</p> <p>(2) 避難訓練や防災学習の充実 ア ①安全点検実施計画を見直し、不備の結果を可視化、対応結果を毎月確認して改善なしをゼロにする。 ②学校評価アンケート保護者の施設点検、事故防止項目の結果100%をめざす。[保護者91%] イ ①実際的な内容を加味した各訓練(火災3、地震・津波2)を実施する。避難時間は、不明者・要救護者対応時間など内容を分けて測定して分析する。 ②訓練対策本部マニュアル作成 ③外部アドバイザーの指導の下、PTA・地域を含めた訓練計画の作成をする。</p> <p>(3) 校内支援会議を校内組織に位置付け、担任からの報告に全ケース即時対応する。</p>	
<p>2 児童・生徒・教職員の人権を守る。だれもが認めあ</p>	<p>(1) すべての人の人権を大切にする道徳教育・人権教育に関する研修に努め、教育活動全般を通じての違いを認め合える人権尊重の教育の徹底 ア いじめのない安心安全な学校づくり(いじめの早期発見、組織的な対応)</p> <p>イ 体罰・セクハラ等の防止を推進</p>	<p>(1) ア いじめ対策の啓発と早期発見のためにアンケートを活用し、組織的な対応とする体制で取り組む。</p> <p>イ 体罰・セクハラ等の組織的対応</p>	<p>(1) ア ①いじめ対策委員会の機能を教職員・保護者に明確化し、HPで周知する。 ②学校評価アンケートいじめ項目の結果を保護者、教職員とも100%をめざす。[保護者100%、教職員91%] イ 児童生徒は学部連絡会、職員は安全衛生委員会に窓口・対応組織として位置付けを明確化し、毎月の情報共有を行う。</p>	

い、お互いを大切にす学校	<p>(2) 個人情報管理体制の徹底と事故を未然に防ぐ体制を高める。</p> <p>(3) 効率的な組織運営による「働き方改革」推進と「教職員の負担軽減」</p>	<p>(2) 個人情報管理におけるダブルチェック体制の徹底と事案から学ぶ職員意欲を高める。</p> <p>(3) 組織 PT を活用し、業務の効率化を図るための組織運営の見直しと、新たな工夫を創出する。</p>	<p>(2) ①学級担任・学校全体の個人情報チェック体制の年度初め及び随時周知、全配付時の朝の周知を漏れなく実施。 ②個人情報管理に関する校内研修を年間1回以上実施。[0回]</p> <p>(3) ①校務分掌の効率化のための「業務マニュアル」の作成、共有することにより業務の洗い出し（見える化）。 ② 情報教育部（新設）により、授業準備の効率化のための資源の共有化（教材、資料など）を具体化する。 ③時間外電話対応限定対策を行う。事前調整して60分以内の会議を設定する。[一律60分]</p>	
3 児童・生徒一人ひとりの学びを保障する。専門性の高い教員がたぐひなく学校	<p>(1) 新学習指導要領を踏まえた教育課程の充実「学びの保障」 ア 観点別学習状況の評価の観点を意識した実践の蓄積 イ 教育課程（シラバス）を基準とした個別の指導計画、年間指導計画に基づく授業実践を展開 ウ 児童・生徒の実態に応じた学校行事の充実</p> <p>(2) GIGA スクール構想の下で整備された ICT 機器等を、児童・生徒の実態に応じて効果的に活用する教育実践の蓄積。</p> <p>(3) 自立活動の指導を組織的に充実させる。 ア 「自立活動の授業」を支える指導体制の充実 イ 教員の「学び」を支える研修・研究の充実 ウ 「自立活動個別の指導計画」作成支援</p> <p>(4) 研究テーマに沿った授業研究（研究授業と授業検討会）を継続・実践に生かし、授業の質の向上を図る。 ア 全ての教員がアセスメント・チェックリストの活用し、発達に対応した児童生徒の適切な指導目標を設定できる。 イ 授業実践を組織的に研究する体制を継続し、全教員が授業の質的改善に取り組む。</p>	<p>(1) ア 観点別学習状況の評価の観点を意識した指導計画、授業計画の蓄積 イ シラバスの活用し、教科や各授業の検討会を設定し、各教員間での授業に関する打ち合わせを盛んにおこなわれるようにする。 ウ 系統性に基づき宿泊行事や三大大行事（運動会、文化祭、作品展）を整理して実施形態・開催時期等の改善を行う。</p> <p>(2) タブレット端末、電子黒板、ネットワークストレージを授業に活用できるよう機器、環境の整備と活用について研修と技術支援を行う。</p> <p>(3) ア 専任による全児童生徒の時間の指導、教室の指導などの相談支援体制を位置づける。 イ 運動動作、摂食・コミュニケーション、手指操作・作業の指導についてそれぞれ、外部専門家および校内講師により研修の機会を充実させる。 ウ 「指導計画」作成に対する目標設定過程、実施過程、評価過程において研修、及び随時の相談支援を行う。</p> <p>(4) ア 発達の理論や実践的な知見の研修機会を確保し、好事例を積極的に発表するなど効果の検証の機会を設定する。 イ 授業実践を校内で共有し、検討できる機会を保障、ICT 機器活用して全教員が取り組めるようにする。</p>	<p>(1) ア 学校教育自己診断(教員)の「学習内容に学習指導要領が反映」項目の肯定的評価95%にする。[91%] イ 同診断(教員)の「～について学部、学年、教科、グループでの話し合いを行っている。」についての項目の肯定的評価を85%以上とする。[78%] ウ 組織運営 PT にて教職員の意見集約をするとともに改善策を年度末までにまとめる。同診断(保護者)の「行事が参加しやすい工夫がされている」項目を95%以上とする。[94%]</p> <p>(2) 同診断(教員)の「ICT活用」についての項目の肯定的評価を95%以上とする。[92%] 個別調査で教員の80%以上が電子黒板/ネットワークストレージ使用方法を理解できると回答する。(新規)</p> <p>ア 学校教育自己診断(保護者)の「自立活動の授業」についての項目の肯定的評価を75%以上とする。[新規項目] イ 外部専門家および校内講師により、指導技法に関する研修年5回を実施する。 ウ 外部講師の課題設定・評価の研修年2回、実際の指導場面の助言指導4日、その他随時、専任が指導を行う。</p> <p>ア 発達や評価に関する外部講師研修を年2回開催。同診断(教員)の「授業改善」についての項目の肯定的評価を95%以上とする。[91%] イ 授業研究に対する取り組みを年3回以上企画・実施。[3回] 研究テーマに沿った授業研究などの本校の取り組みを近畿地区への発表に向けてまとめ、R6に発表する。</p>	

府立西淀川支援学校

			校内配信システムを活用した授業研究を1回以上実施する。	
<p>4 児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を保障する。地域とかわりを深め、社会参加を実現できる学校</p>	<p>(1) 交流及び共同学習の推進 ア 近隣の小・中・高等学校との「学校間交流」の再開と充実。 イ 小学部・中学部段階における「居住地校交流」の充実</p>	<p>(1) 交流及び共同学習の推進 ア 近隣校との綿密な打ち合わせの上、実際の交流を再開する。 イ 小中段階の保護者に啓発とともに、組織的にその実現を支援する。</p>	<p>(1) ア 昨年に引き続き近隣小学校校来校における対面交流活動を3回計画し、実施する。[2回] イ 小学部中学部の希望者 100%が最低1回以上は居住地において対面で授業参加を実現する。[希望者 13人中 10人実施]</p>	
	<p>(2) 特別支援教育のセンター機能の充実 ア 地域支援整備事業により、大阪市との連携を高め、地域校への支援体制の充実をはかる。 イ 地域校のLSとの連携を強化し、地域の自立を支援する支援体制をめざす。 ウ 校内の研修を積極的に公開し、センター機能を推進する</p>	<p>(2) ア 地域支援整備事業を活用し、大阪市との連携を高め、地域校の相談支援受付実施体制の定着、活性化をはかる。 イ 大阪市LS体制づくりを支援する。 ウ 公開研修会実施</p>	<p>(2) ア 地域支援ブロック会議年2回、大阪市ブロック推進会議を大阪市内支援学校と定期的（3回以上）実施する。 イ 大阪市LS連携会議に本校LSも派遣し、大阪市LS支援チーム主導による支援実績を複数回とする。 ウ 校内研修を年3回公開研修として地域に公開する。</p>	
	<p>(3) キャリア教育の観点から一貫した支援体制を構築する。 ア 全校で各段階におけるキャリア目標を明確にし、取り組み体制を構築する。</p>	<p>(3) ア 全校でキャリア目標を明確にしていくための課題と進め方について進路指導部を核として検討開始する。</p>	<p>(3) ア 年度末までに、各学部でキャリア目標に関する課題と全校キャリア目標（案の）をまとめる。 中高等学部については、作業学習の内容・系統性について5年度試行しながら検討、6年度実施体制をつくる。</p>	
	<p>イ 企業、事業所や労働関係機関等との連携を図り、多様な進路選択に対する情報を提供し、児童生徒・保護者・教員のキャリアへの意欲関心を高める。</p>	<p>イ 企業、事業所等、卒業生、卒業保護者等を活用して多様な卒業後の生活の紹介、更に、見学等の体験学習を充実させる。また、公的支援機関、企業などの実習を充実させる。</p>	<p>イ ①夏季の児童生徒向け福祉作業所等見学会の参加率を35%以上とする。[中止]また、一日体験学習を継続する。 ②外部講師による授業を年3回、教員の事業所等見学（夏季）は、コロナ前の回数（2回）実施。</p>	
	<p>(4) 児童生徒の作品を紹介する「西淀ギャラリー」の充実を推進</p>	<p>(4) 「西淀ギャラリー」の常設活用と「作品展」を実施しながら、それぞれの在り方検討する。</p>	<p>(4) 作品展の内容検討とともに保護者の評価も経て、新たな「ギャラリー」の活用方針を2学期末までにまとめる。</p>	
	<p>(5) スポーツ交流(ポッチャ)をはじめ様々な競技やリクレーションなどの大会等に参加し、社会参加を促進する。</p>	<p>(5) 障がい者スポーツについての情報を広く周知し、さまざまな参加の機会を支援する。交流(ポッチャ)の推進や様々なスポーツ交流に参加し参加者のQOL向上を図る。</p>	<p>(5) 交流(ポッチャ)は、課外クラブを定期に実施。対外試合等複数回に参加する。陸上競技等大会参加を複数回の目標とする。</p>	
<p>(6) 学校ホームページ等を活用し、学校の実践を紹介することにより保護者や地域との情報交換を盛んにする。</p>	<p>(6) 学校ホームページ・ブログなどの内容を検討し、更新頻度をあげる。更に、保護者や地域からのニーズに対応した内容となるよう検討する。</p>	<p>(6) 同診断（保護者）の「HPに満足」の項目の肯定的評価を90%以上とする。[82%]</p>		